

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第4号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																															
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)																															
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画室</td> <td>[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] [略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画室</td> <td>[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] [略]	[略]																					
室及び課	分掌事務																																
教育企画室	[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] [略]																																
[略]																																	
室及び課	分掌事務																																
教育企画室	[略] 予算財務担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] [略]																																
[略]																																	
(職及び職務)		(職及び職務)																															
第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>[略] 生徒指導課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	職 務	[略]			本庁	[略]	[略]	学校教育室	[略] 生徒指導課長	[略]	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>学校教育室</td> <td>[略] 生徒指導課長 高校改革課長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	職 務	[略]			本庁	[略]	[略]	学校教育室	[略] 生徒指導課長 高校改革課長	[略]	[略]	[略]		
区 分	職	職 務																															
[略]																																	
本庁	[略]	[略]																															
	学校教育室		[略] 生徒指導課長																														
	[略]		[略]																														
[略]																																	
区 分	職	職 務																															
[略]																																	
本庁	[略]	[略]																															
	学校教育室		[略] 生徒指導課長 高校改革課長																														
	[略]		[略]																														
[略]																																	
2 [略]	2 [略]																																
3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	3 前2項に規定する職のほか、事務局に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 員</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>主任技師、技師、行政専</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	[略]			技術職員	主任技師、技師、行政専	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 員</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>主任技師、技師、行政専</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	[略]			技術職員	主任技師、技師、行政専	[略]														
職 員	職	職 務																															
[略]																																	
技術職員	主任技師、技師、行政専	[略]																															
職 員	職	職 務																															
[略]																																	
技術職員	主任技師、技師、行政専	[略]																															

<p>門員、上席保健師、主査保健師、主任保健師及び保健師</p>	<p>門員、上席保健師、主査保健師、主任保健師、保健師、<u>上席スポーツ医・科学専門員及び</u>スポーツ医・科学専門員</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。